

長野県告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人コスモス会コスモス在宅クリニック	長野市若里三丁目10番40号 若里かんかん一番館2F	平成29年3月1日
クスリのアオキ三輪東薬局	長野市三輪一丁目8番26号	平成29年3月1日
神林薬局	松本市神林1639-6	平成29年3月1日
ふたば元町薬局	諏訪市元町4-11	平成29年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
精神通院医療 神林薬局	松本市神林1639-6	平成29年2月28日
公益社団法人長野県看護協会 南部訪問看護 ステーションさくら	下伊那郡阿南町東条1399	平成29年3月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第112号

商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱（昭和60年長野県告示第616号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

第7条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

水大気環境課

で、中沢9474の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第113号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市東伊那8210の12、8210の17、8210の20から8210の22ま

長野県告示第114号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第116号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小谷村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第117号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市南信濃八重河内232の3（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第118号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市南信濃八重河内232の5（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第119号

国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
現地測量(数値地形図作成)
- 2 作業期間
平成28年9月15日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域
松本市、塩尻市

建設政策課

長野県告示第120号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び大桑村役場に備え置きます。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
門前	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域。	木曾郡大桑村	須原		1253番3	1号
		〃	〃		1257番1	2号
		〃	〃		1262番1	3号
		〃	〃		1269番1	4号
		〃	〃		1271番1	5号
		〃	〃		1295番1	6号
		〃	〃		1298番1	7号
		〃	〃		1085番2	8号
		〃	〃		1312番1地	9号
		〃	〃		先道路敷	
		〃	〃		1084番1	10号
		〃	〃		〃	11号
〃	〃		1074番1	12号		

砂防課

長野県告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業
3・4・34号中条白板線及び3・4・36号本町渚線
- 3 事業施行期間
平成29年3月9日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県松本市巾上及び白板1丁目地内
 - (2) 使用の部分
長野県松本市巾上及び白板1丁目地内

都市・まちづくり課

長野県告示第122号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 2 業務区域の増加の範囲
中野市及び飯山市の全域
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 4 業務区域を増加する年月日
平成29年4月1日

建築住宅課

長野県告示第123号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成29年3月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	有限会社 林事務所	木曾郡上松町大字上松764番地	木曾郡上松町大字上松764番地 有限会社 林事務所
旧	林行政書士事務所	木曾郡上松町大字上松764番地	木曾郡上松町大字上松764番地 林行政書士事務所

会 計 課

長野県内水面漁場管理委員会指示第21号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成29年3月9日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

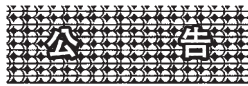
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成29年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ

3 代表者の氏名

高田 克彦

4 主たる事務所の所在地

松本市安曇1775番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるよう様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図ることを目的とする。

県民協働課

公告

長野県医療労働組合連合会から生活改善できる大幅賃上げ、一時金の獲得等の要求に関して、平成29年3月16日午前0時以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野地域民医連労働組合、中信民医連労働組合、諏訪地域民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合が従事する施設の構内および職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課